

女性の能力や役割についての 固定的な考え方を見直そう



指揮者／松尾葉子さん

労 働 省 婦 人 局

婦人の地位の向上を図るためには、「男だから…」
「女だから…」という意識を見直す必要があります。

国際婦人年（1975年）から15年たちました。この間、民法および国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、女子差別撤廃条約の批准等婦人の地位向上のための法律や制度などの整備が行われ、制度上の平等はかなり達成されました。しかし、実際に婦人の地位を向上させていくためには、法律や制度の整備だけでは十分とはいえ、社会に根強く残っている女性の能力や役割についての固定的な考え方や、それに基づく慣行及び行動様式を見直すための努力を継続していくことが必要です。

第42回婦人週間は、「女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう」をテーマに、「フレキシブルに 女と男の^{あたりまえ}当然」をキャッチフレーズとして実施します。

真の男女平等を目指し、職場、家庭、地域において、「女は家庭 男は仕事」という性別役割分担意識やそれに基づく慣行等をもう一度見直してみて、身近なところから婦人の地位の向上を図っていきましょう。

I. 男女平等を実現していくためには、女性の能力や役割についての認識や社会通念を変えることが必要です。

1. 女性の政策決定への参加

国会や地方議会の議員のうち女性の占める割合は、それぞれ5.3%、2.2%とごくわずかです。

議員中の女性の状況

区 分	平成元年8月現在			61年7月現在	50年10月現在
	総 数	う ち 女 性	女性の割合	女性の割合	女性の割合
国 会 議 員	749 ^人	40 ^人	5.3%	3.8%	3.4%
衆 議 院	497	7	1.4	1.4	1.5
参 議 院	251	33	13.1	8.8	7.2
地方議会議員	昭和63年12月31日現在			60年12月31日現在	50年12月31日現在
	総 数	う ち 女 性	女性の割合	女性の割合	女性の割合
地方議会議員	66,759	1,480	2.2	1.6	0.9
都道府県議会	2,874	67	2.3	1.3	1.1
市・区議会	20,399	877	4.3	3.2	2.0
町 村 議 会	43,486	536	1.2	0.9	0.5

資料出所：衆院・参院各事務局、自治省調べ

また、国の各種審議会等委員のうちの女性の割合は高まってきてはいますが、まだ、6.7%です。

各種審議会等委員中の女性の状況

区 分	審議会 総 数	うち女性 委員のいる 議会の数	女性を含 む審議会 の 割 合	委員総数	うち女性 委員の数	女性委員 の 割 合
昭和50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5
平成元年3月31日	203	121	59.6	4,511	304	6.7

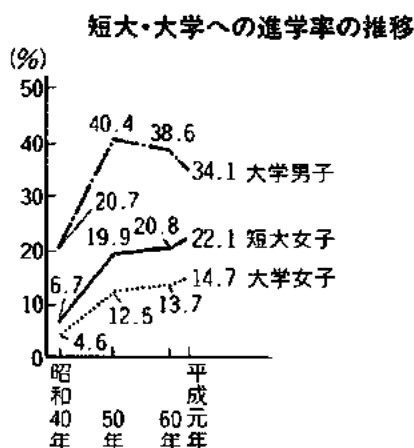
(注1) 国家行政組織法第8条に基づく国の審議会等のみの数字である。(但し、地方支分部局に置かれている審議会等を除く)

(注2) 調査時点において、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会等は、この統計表には含まれていない。

資料出所：総理府調べ

2. 女性の就学・就職状況

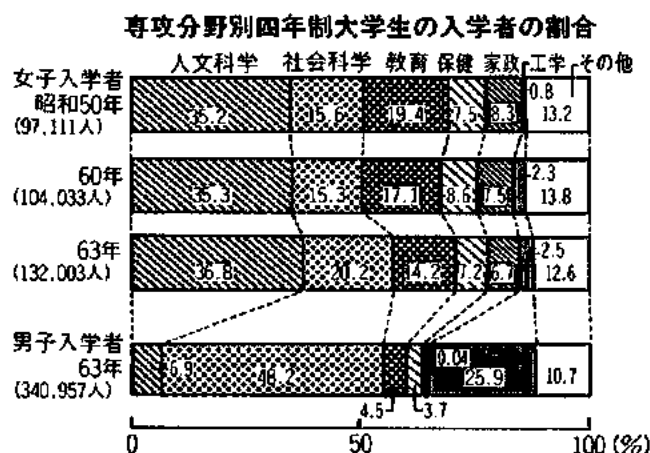
短大、大学への女性の進学率は年々高まり、高学歴化が進んでいます。入学分野別にみると、女性は、男性に比して「社会科学」、「工学」の割合が少ないものの、最近これらの分野での増加が大きくなっています。



(注) 大学・短期大学への進学率＝

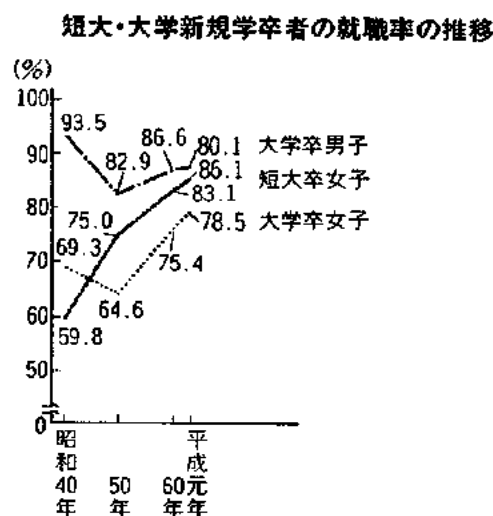
$$\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学人数}}{\text{3年前の中学校卒業人数}} \times 100$$

資料出所：文部省「学校基本調査」



資料出所：文部省「学校基本調査」

女性の短大、大学卒業者の就職率は上昇を続け、就職率の男女の差は縮少しています。大企業への就職者が半数を占め、男女に大きな差はみられません。

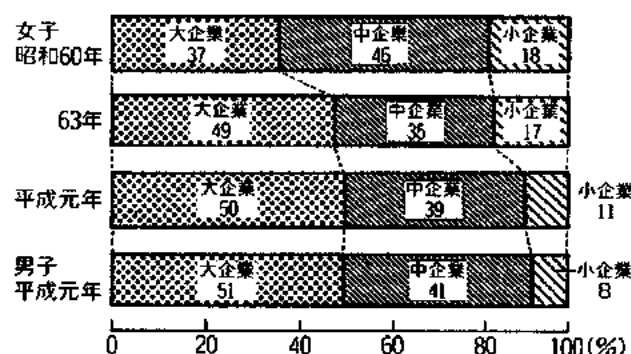


(注) 就職率 大卒＝ $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者}-\text{進学者}-\text{臨床研修医}} \times 100$

$$\text{短大卒} = \frac{\text{就職者}}{\text{卒業者}-\text{進学者}} \times 100$$

資料出所：文部省「学校基本調査」

四年制大学卒業者の企業規模別就職割合

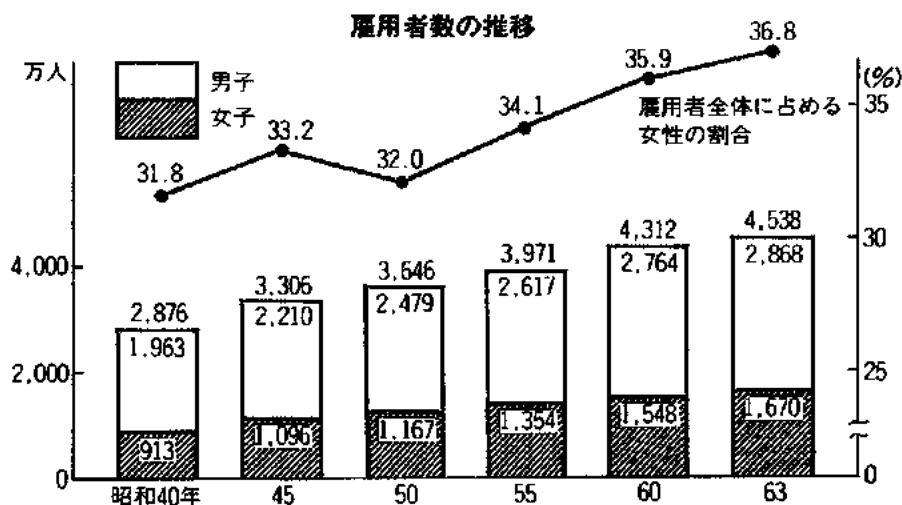


(注) 企業規模は1,000人以上を大企業、100～999人を中企業、10～99人を小企業としている。

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

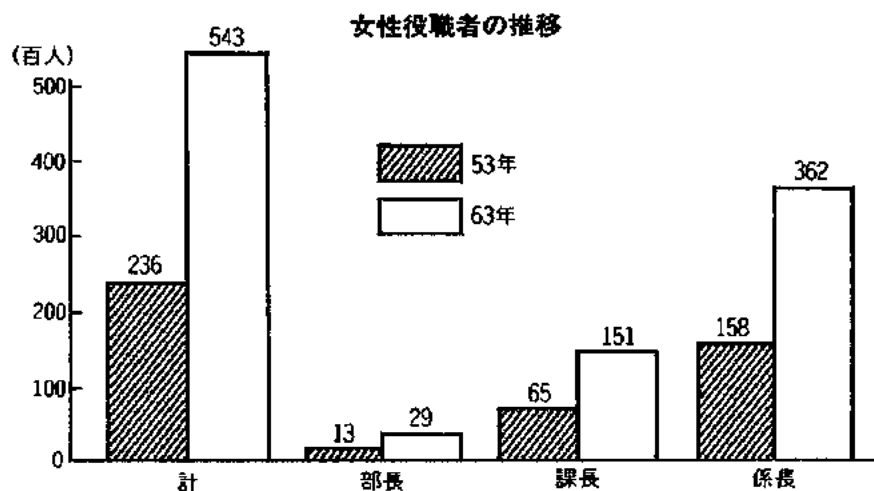
3. 働く女性の現状

昭和63年の女子雇用者は、1,670万人で雇用者全体に占める女性の割合は36.8%となっています。



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

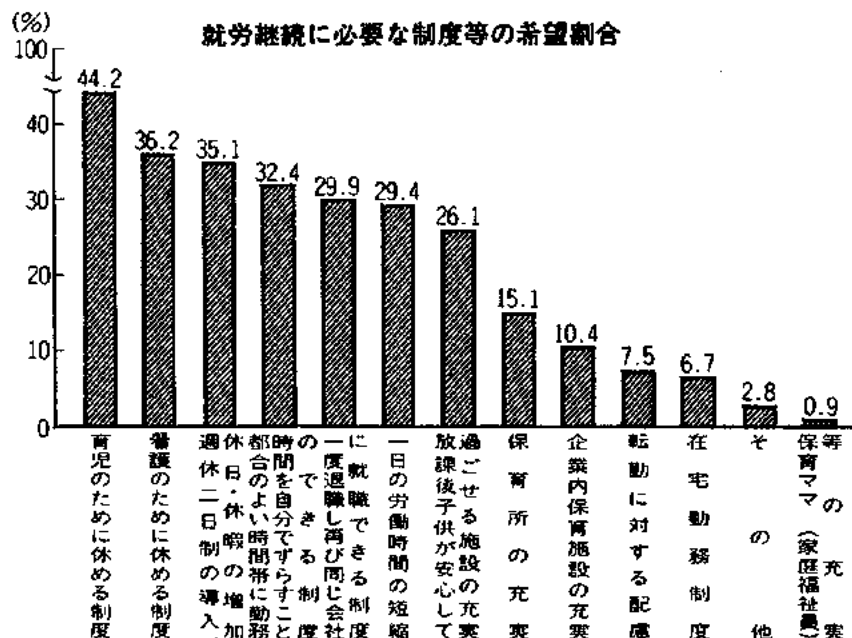
企業規模100人以上の企業における女性役職者の数は、昭和53年の2万4千人から63年には5万4千人と2倍以上に増加しています。



(注) 役職者とは部長、課長、係長に限定して集計したものであり、部長代理、課長代理などの中間的な職階及びスタッフ的な職階は含まれていません。

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

既婚女子労働者が職業を継続するために望ましい制度として、「育児のために休める制度」をあげる者が44.2%で最も高くなっています。



資料出所：労働省「既婚女子労働者の生活実態調査」（平成元年）



ひとこと インタビュー

（財）女性職業財団会長 赤松 良子

「女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう」というテーマは、5年前に「国連婦人の10年（1976～1985）」の間のテーマであった平等、開発、平和に続くものとして考えられたものです。

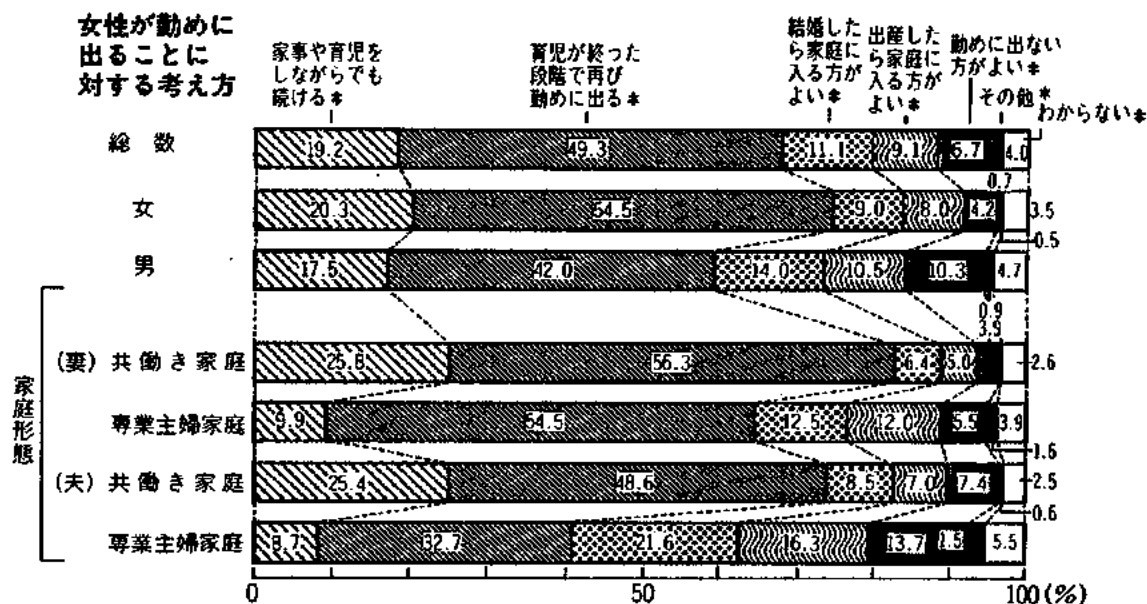
女子差別撤廃条約を履行するために、法律や制度を改正するだけでは解決できない、一歩深めた哲学として、このテーマは生まれたのだと思います。

女子差別撤廃条約が国連総会で採択されてから10年、日本が批准してから5年たちました。この条約が日本中に真に浸透するためのキー・ワードとも言えるテーマです。

皆様、ひとりひとりが、女性の能力や役割についての固定的な考え方にとらわれず、これまで、女だから又は男だから当然あたりまえと思われていたことを、もっとフレキシブルに見直して、輝ける21世紀へ向おうではありませんか。

4. 男女平等に関する意識

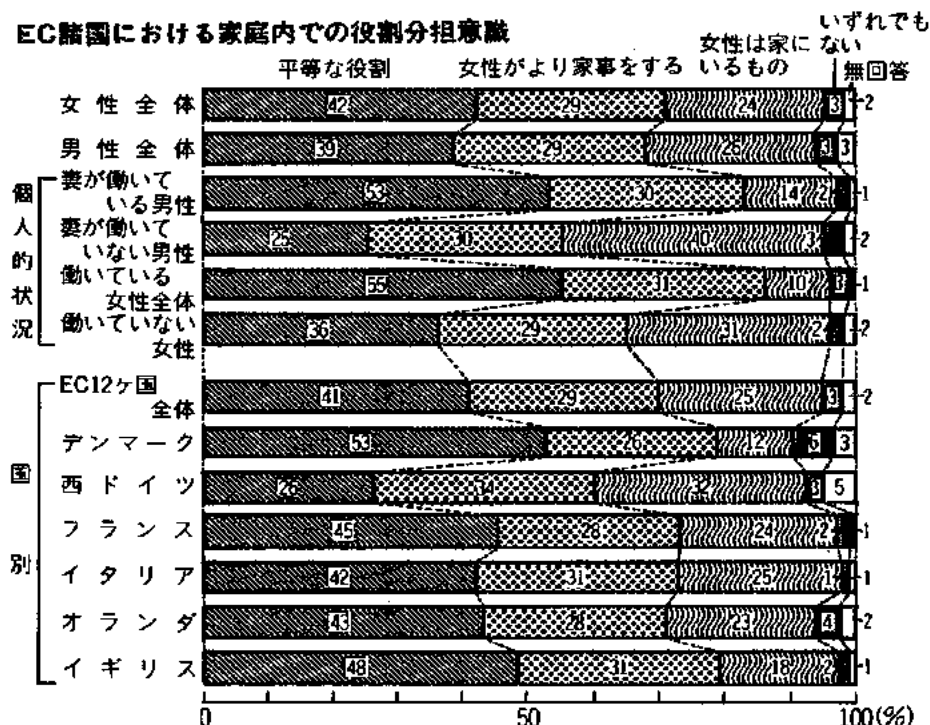
戦後ベビーブーム世代の生活意識をみると、共働き家庭では仕事を継続するという人が男女ともに25%を超えています。



資料出所：「戦後ベビーブーム世代の生活意識に関する世論調査」(平成元年3月)

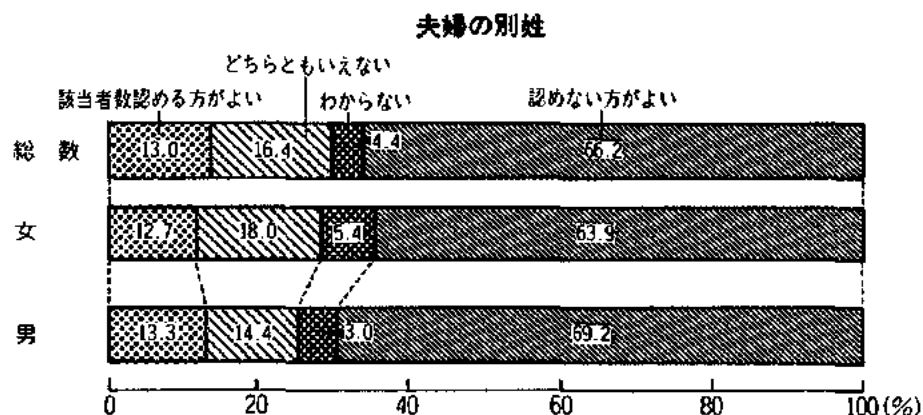
EC諸国でも妻が働いている場合は家庭内の平等な役割を認識している人が多くなっています。

EC諸国における家庭内での役割分担意識



資料出所：「1987年のヨーロッパの女性と男性」「ヨーロッパの女性 サプリメントNo.26」

夫婦の別姓については、「認めない方がよい」と答えた者66.2%で、「認める方がよい」の13.0%をかなり上回っています。性別にみると「認めない方がよい」は男性でやや多くなっています。



資料出所：総理府「女性に関する世論調査」(昭和62年)

II. この5年間であなたやあなたのまわりの人達の意識は変わりましたか？ 皆で考え話し合ってみましょう。(○印をつけてみてください)

(職場・仕事)

- ① 仕事を選ぶとき、「男性向きの仕事」、「女性向きの仕事」を探すのがよい。
- ② 仕事上の相手が女性であると不安になる。
- ③ 女性は責任感がない人が多くみられるので、補助的な仕事に限る。
- ④ 女性の上司にはつかえたくない。
- ⑤ 男性は家族を扶養しなければならないから、同じ内容の仕事であっても同じ賃金というわけにはいかない。
- ⑥ 男性が家事や育児のために会社を休むなんて、とんでもない。

(家 庭)

- ① 育児は母親の仕事だから、子供が生まれたら勤めはやめるべきである。
- ② 男性が買い物をしているのを見ると気の毒に思う。
- ③ 家事や老親の世話は女性の仕事である。
- ④ 夫が家にいる時、妻が自分の用事で外出するのはどうかと思う。

(地域社会)

- ① 自治会やPTAの会長は、やはり男性がつとめるべきである。
- ② 神事、祭事は男性だけで執り行うものである。
- ③ 大切な交渉ごとには、男性が出てくるべきである。

(教育・しつけ)

- ① 男の子には男の子の、女の子には女の子の育て方というものがある。
- ② 男の子は大学を出る必要があるが、女の子は短大まででよい。
- ③ 女の子が大学へ行く場合、家政科や文科を専攻するほうがよい。

(その他)

- ① 結婚して女性が「姓」を変えるのは当然である。
- ② 女性は控え目なのが一番よい。
- ③ 食事などの勘定は男性が支払うものである。
- ④ 妻や恋人が自分より社会的地位が高かったり、収入が多いと愉快ではない（男の沽券にかかわる）。

	職場・仕事						家 庭				地域社会			教育・しつけ			その他			
	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	①	②	③	①	②	③	①	②	③	④
は																				
い																				
いいえ																				

（さて、あなたはどうか？
「いいえ」が多い人は21世紀を生きるのに適した人です。）

5. 婦人週間テーマの変遷と時代背景

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トピックス
第1回 (24年)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	(昭20) 婦人参政権実現 (昭21) 衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使、婦人議員39名当選 (昭22) 労働基準法公布・施行 労働者設置・婦人少年局発足 (昭23) 都道府県に婦人少年局職員室発足 上村松園 女性初の文化勲章受賞 (昭24) 門上千恵子 女性初の検事に就任 (昭27) 都道府県に婦人少年室設置(地方職員室の改組)
第2回 (25年)	1. 家庭から職場から封建制をなくしましょう 2. 私たちの権利と義務を知りましょう	(昭28) 近藤いね子津田塾大学教授 女性初の文学博士 (昭29) 近江絹糸でいわゆる人権スト (昭31) 売春防止法公布(32年一部施行、33年全面施行)
第3回 (26年)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	(昭32) 国連婦人の地位委員国に日本初当選(代表谷野せつ子婦人少年局長)
第4回 (27年)	婦人の地位の再認識とその向上	(昭33) バイオリニスト安藤こう 女性初の文化功労者 (昭35) 中山マサ 女性初の厚生大臣に就任 (昭36) 大浜英子 女性初の中央選挙管理委員長に就任 (昭37) 田辺繁子専修大学教授 女性初の法学博士
第5回 (28年)	婦人の自主性の確立	雑誌「婦人公論」に掲載された「女子学生世にはばかる」(暁峻康隆)、「大学女禍論」(池田弥三郎)を契機にいわゆる女子学生亡国論出る 近藤鶴代 女性初の科学技術庁長官に就任
第6回 (29年)	婦人の実力の涵養	(昭41) いわゆる結婚退職制にもとづく女子労働者の解雇、無効判決(東京地裁)
第7回 (30年)	社会人としての婦人の実力の涵養 一人一人関係・地域社会・職場等においてまた世論形成者として	(昭42) ILO100号条約(同一価値労働、男女労働者同一報酬)を批准 国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 (昭44) 小学校の女子教員50%を超す(学校基本調査) 女子の高校進学率、男子を上回る 女子従業員若年定年制に無効判決(東京地裁)
第8回 (31年)	婦人の力を役立たせる —とくに明るい家庭の建設のために—	(昭45) 中根千枝 女性初の東京大学教授に就任 (昭46) 婦人参政権25周年記念式典開催 女性アルピニスト今井通子ら4名グランド・ジョラス北壁の登頂に成功(女性として世界最初)
第9回 (32年)	婦人の力を役立たせる —とくに近代的な人間関係の確立のために—	(昭47) 沖縄に婦人少年室設置 動労婦人福祉法施行 三淵嘉子 新潟家庭裁判所所長に就任 (昭49) 婦人の逸失利益に関する判決(最高裁) 野田愛子 東京高等裁判所判事に就任 日本マナスル女性隊登頂に成功(女性として世界最初)
第10回 (33年)	婦人の力を役立たせる —正しい協同活動をととして—	(昭50) 日本女子登山隊 山部井淳子副隊長世界最高峰エベレスト(8,848メートル)登頂に成功
第11回 (34年)	婦人の自主性の確立 —とくに集団との関係において—	国際婦人年 第60回ILO総会、婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するためのILO行動計画採択 国際婦人年世界会議開催(メキシコ)世界行動計画採択
第12回 (35年)	生活時間の自主的な設計	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律公布(昭51年施行) 国際婦人年記念日本婦人問題会議開催
第13回 (36年)	次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき一員としての人格形成に—	
第14回 (37年)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、新しい秩序をそだてるために努力する	
第15回 (38年)	婦人が社会的良心を生かしそだてて明るい社会を築くよう努力する	
第16回 (39年)	現代社会における家庭の役わり —産業化と家庭の問題—	
第17回 (40年)	わたくしたちの文化 —その現状とあすへの課題—	
第18回 (41年)	今日における婦人の役わり —進展する社会のなかで—	
第19回 (42年)	婦人の能力を生かす	
第20回 (43年)	婦人の能力を生かす —社会のよき一員として—	
第21回 (44年)	婦人の能力を生かす —自主的な生活設計をもって—	
第22回 (45年)	婦人の能力を生かす —社会参加と家庭責任—	

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トビックス
第 23 回 (46年)	今日に生きる女性の権利と責任 —婦人参政25周年にあたって—	(昭51) 国連婦人の10年 離婚後も婚姻中の姓を称し得る民法等の 一部改正
第 24 回 (47年)	婦人の地位 —その現状と課題—	(昭52) 国内行動計画策定 労働省 若年定年制、結婚退職制等改善 年次計画を策定 国内行動計画前期重点目標発表
第 25 回 (48年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり—	(昭53) 労働基準法研究会、労働大臣に対し労働 基準法の女子に関する規定の基本的問題に ついて報告
第 26 回 (49年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり— 「物と心」	(昭54) 国連「女子に対するあらゆる形態の差別 の撤廃に関する条約」採択
第 27 回 (50年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	(昭55) 高橋辰子 女性初の大使に就任(駐デン マーク特命全権大使)
第 28 回 (51年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる —「婦人の10年」のはじめにあたって—	国連婦人の10年中間年世界会議開催、「女 子差別撤廃条約」署名式(デンマーク)
第 29 回 (52年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	(昭56) 民法及び家事審判法の一部を改正施行 (配偶者の相続分引上げ等) 男女別定年制に無効の判決(最高裁) 国内行動計画後期重点目標発表
第 30 回 (53年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	ILO、男女労働者と特に家族的責任を 有する労働者の機会均等及び均等待遇に関 する条約及び同勧告を採択
第 31 回 (54年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	労働省 パートバンク設置
第 32 回 (55年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる —「婦人の10年」の中間年にあたって—	(昭57) 男女平等問題専門家会議、労働大臣に 「雇用における男女平等の判断基準の考え について」報告
第 33 回 (56年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —家庭で 職場で 地域社会で—	(昭59) 雇用の分野における男女の均等な機会及 び待遇の確保を促進するための労働省関係 法律の整備等に関する法律案を国会に提出
第 34 回 (57年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —明日を築く役割と責任—	石本茂 女性初の環境庁長官に就任
第 35 回 (58年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —婦人の10年の目標「平等・発展・平和」達成をめ ざして—	(昭60) 父系血統主義から父母両血統主義へ 国 籍法・戸籍法改正施行 男女雇用機会均等法成立、公布
第 36 回 (59年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —平等・発展・平和をめざす「国連婦人の10年」最 終年に向けて—	国連婦人の10年 世界会議開催(ナイロ ビ)、「婦人の地位向上のためのナイロビ将 来戦略」採択
第 37 回 (60年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —「国連婦人の10年」最終年にあたって—	(昭61) 赤松良子 二人目の女性大使に就任(駐 ウルグアイ特命全権大使)
第 38 回 (61年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直 そう —男女機会均等法の施行を契機に—	男女雇用機会均等法及び改正労働基準法 施行 婦人少年室に機会均等調停委員会を設け
第 39 回 (62年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直 そう 「女だからできないことって ありますか」	(昭62) 西暦2000年に向けての新しい国内行動計画策 定
第 40 回 (63年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直 そう 「いま 個性が性を超える」	(昭63) 労働基準法の一部を改正する法律施行 (元年) 男女雇用機会均等法施行規則等の改正に ついて①独身寮の貸与における男女の差別 的取扱いの禁止(均等則関係)②女子の深 夜業の禁止の例外となる業務の追加 和泉雅子 北極点到達(日本女性として 最初)
第 41 回 (元年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直 そう 「女が変わる 男が変わる 社会が変わる」	高原須美子 女性初の経済企画庁長官に 就任
第 42 回 (2年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直 そう 「フレキシブルに 女と男の当然」	森山真弓 女性初の内閣官房長官に就任 黒河内久美 三人目の女性大使に就任 (駐フィンランド特命全権大使)

第42回婦人週間実施要綱

1. 趣 旨

労働省では、我が国の女性が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、昭和24年以来、この日に始まる1週間を「婦人週間」と定め、婦人の地位の向上のための啓発活動を全国的に実施している。

昭和50年（1975年）の国際婦人年とこれに続く「国連婦人の10年」以降、婦人の地位向上のための法律や制度の整備が行われ、制度上の平等はかなり達成されてきた。しかし、職場、家庭、地域において、実際に婦人の地位の向上を図り、事実上の平等を進めていくには、女性の能力についての社会通念や男女の固定的な役割分担を見直すための努力の継続が必要である。

第42回婦人週間は、国際婦人年から今日までの15年を振り返り、西暦2000年に向けて真の男女平等を目指すため、社会における男女の固定的な役割分担意識についての「^{あたりまえ}当然」を見直し、社会生活のあらゆる面で性にとらわれない柔軟な考え方を形成していくことを目標として実施する。

2. テ ー マ

女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう

3. キャッチフレーズ

フレキシブルに 女と男の^{あたりまえ}当然

4. 期 間

平成2年4月10日～16日

5. 主 唱

労働省

6. 協力を依頼する機関、団体

関係官公庁、地方公共団体、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

7. 主唱機関の実施事項

- 本週間の趣旨に沿った諸活動の推進
- 広報啓発活動
- 第42回婦人週間全国会議の開催

8. 関係機関・団体等への協力依頼事項

- 本活動の趣旨に沿った各種活動の実施
- 主唱機関の実施する諸活動への協力、参加